A177	吸入毒性を有する硫化水素を含む場合は、原油（引火性かつ毒性のもの）として輸送すること。
A180	病毒を移さない動物の標本であって、国連番号が1170、1198、1987又は1219の物件を含んだもののうち、次に掲げる基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 1）標本は、アルコール類又はその溶液で湿らせた紙又はガーゼ等の布で覆われて熱密閉式のプラスチック袋（30mℓを超える液体を含まないものに限る。）に収納されているか、30mℓ以下のアルコール類又はその溶液の入った小瓶又は強固な容器に収納されていること。 2）1）の包装物が熱密閉式のプラスチック袋に収納されていること。 3）2）の包装物が別のプラスチック袋に吸収材と収納され、熱密閉がされていること。 4）3）の包装物が袋に収納された上で、強固な外装容器に十分な量の緩衝材とともに収納されていること。 5）外装容器内の引火性液体は、１ℓを超えてはならない。 6）包装物の表面に本規定に従った科学研究用標本を意味する文字を表示すること。
A181	リチウム電池を内蔵した装置とともに他のリチウム電池を包装する場合は、包装物の表面にリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）又はリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）に係る表示を行うこと。また、包装物にリチウム金属電池とリチウムイオン電池が収納されている場合は、包装物の表面にリチウム金属電池及びリチウムイオン電池に係る表示を行うこと。
A182	リチウム電池（ボタン型単電池を除く。）のみを動力源とする場合は、国連番号が3091又は3481の物件として輸送すること。
A183	廃電池の輸送及び電池の再生又は処分のための輸送は禁止される。

別表第１備考11(2)「202」の項を次のように改める。

「202」は、次の容器及び包装等を示す。

開放式極低温容器及び密閉式極低温容器（深冷液化ガス用のもの）

㈱1）開放式極低温容器に係る要件は次による。

ア）通常の使用及び輸送において、材質の劣化も含め、輸送中のあらゆる状況に耐えられるよう設計、製造、検査及び装備がされていること。

イ）内容量は金属製容器にあっては50ℓ以下、ガラス製又は陶製容器にあっては5ℓ以下であること。

ウ）真空断熱の二層構造となっていること。また、容器の外面に霜が付着しないものであること。

エ）材質は、使用時の温度において適切な特性を保つこと。

オ）輸送許容物件と直接接触する容器は、触媒反応を起こし若しくは輸送許容物件と反応を起こすなどの危険を生じ、輸送許容物件による影響を受け又は容器の強度を損なってはならない。

カ）ガラス製の二層構造を有する容器は、通常の輸送において起こり得る圧力及び衝撃に耐えるよう適切な緩衝材又は吸収材を入れて外装容器に収納されなければならない。

キ）台座等により、輸送中に倒れることのないよう設計されていること。

ク）金属製又はガラス製の真空断熱容器又は魔法瓶であって、容器内の圧力を増加させないよう大気への通気孔を備えたものであること。また、その通気孔はガスを放出し、輸送中に外れることがないよう器具を装備していること。さらに、液体の飛散を防ぎ、容器内で維持される構造であること。

ケ）容器の表面に、次に掲げる事項を押印、刻印、焼印等を行うことにより消えないよう表示すること。

ａ）製造者の氏名及び住所

ｂ）型式番号及び名称

ｃ）シリアル番号及びバッチ番号

ｄ）容器に封入する輸送許容物件の国連番号及び品名

ｅ）リットル単位による容器の許容容量

コ）使用する冷却液体は窒素、アルゴン、クリプトン、ネオン又はキセノンに限ること。

2）密閉式極低温容器に係る要件は次による。

ア）断熱されていること。

イ）次の耐圧試験圧力により充てんされていること。

ａ）真空断熱の容器については、充てん時及び排出時を含めて最大内圧の1.3倍以上に100kPaを加えた値以上

ｂ）他の容器については、充てん時及び排出時に生じる圧力を考慮し、最大内圧の1.3倍以上

ウ）非引火性かつ非毒性の深冷液化ガスについては、充てん温度及び100kPaの圧力での液の量が内容量の98%以下であること。

エ）次の圧力除去装置を備えていること。

ａ）容量550ℓを超える容器については、サージを含む動的な力に耐えられる圧力除去装置を２以上

ｂ）容量550ℓ以下の容器については、サージを含む動的な力に耐えられる圧力除去装置を１以上（バネ荷重装置と一緒にフランジブルディスクを使用することができる。）

オ）ジョイント部の漏洩防止及び口蓋の密閉性の維持に使用する材料は内容物と反応しないものであること。

別表第１備考11(2)「206」の項を次のように改める。

「206」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量		外装容器
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機	
3167	ガラス製又は陶製容器	１ℓ	2.5ℓ	１ℓ	5ℓ	１Ａ２，１Ｂ２，１Ｇ，１Ｈ２，１Ｎ２，３Ａ２，３Ｂ２，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｇ，４Ｆ，４Ｈ１，４Ｈ２
	金属製容器	１ℓ	2.5ℓ	１ℓ		
3168	ガラス製又は陶製容器	—	１ℓ	—	１ℓ	
	金属製容器		１ℓ			
3169	ガラス製又は陶製容器	—	１ℓ	—	１ℓ	
	金属製容器		１ℓ			

㈱1）ガス圧力が105kPa（絶対圧力）を超えないものに限ること。

2）内装容器は、密閉すること。

3）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

4）内装容器は、外装容器の中で移動しないように包装すること。

5）内装容器の欄の「—」は、当該容器が使用することができないことを示す。（以下本備考において同じ。）